

令和7年度（2025年度）「阿蘇の文化的景観」地域の宝景観記録調査業務 基本仕様書

I 業務概要

1 業務の名称

令和7年度（2025年度）阿蘇の文化的景観「地域の宝」景観記録調査業務

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（委託者かつ事務局：熊本県）では、重要文化的景観「阿蘇の文化的景観」の地域住民に向けた普及啓発を行うために、「地域の宝」（地域の歴史や伝統的な生活・生業の在り方を伝え、地域住民が保存を望む地域資源）に関する調査を実施する。

本事業では、ドローンによる写真・映像撮影による記録（一部、三次元計測等を含む）を併せて作成し、地域ごとの景観の特性を検証・総合化した上で、地域ごとの景観の価値を説明するシナリオを作成する。

また、調査成果を活用した展示パネルや映像資料等を用いた普及啓発を行い、より多くの方に「阿蘇」の有する価値や魅力への理解を深めてもらうことによって、重要文化的景観の制度の普及啓発に加え、「阿蘇」の世界文化遺産登録推進の機運醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

4 業務範囲

阿蘇郡市7市町村（阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村）

5 成果品

（1）業務報告書（①～⑨を含む業務内容を示したもの）A4判（カラー）ドッジファイル製本
3部

① 業務概要

② リスト（調査箇所の一覧表）

③ 位置図（shape データを用いて作成すること。調査箇所の位置図、簡易な座標データを含む）

④ 調査票（委託者が作成した形式（別添参照）に則り、調査箇所の聞き取り調査の内容、所見、写真等を記録したもの。）

※分解のための調査票・総合化のための調査まとめ票の2パターン

⑤調査総括票：④を基にした、総合化のための調査まとめ票

⑥ 業務日誌（日付、天候、作業時間、所見、周辺の様子が分かる写真等を記録）

⑦ 打合せ記録（委託者、地域協力員と行った協議の日付、場所、時間、協議内容等を記録）

⑧ 調査箇所の三次元計測データを用いた各種図面（調査箇所の三次元計測による、赤色立体図・オルソ画像及び平面図・断面図等の各種図面（CADデータを含む）） A4判（カラー）

⑨ 展示用パネル（委託者が作成した形式に則り、④（三次元計測を実施した箇所については、

- ⑧を含む)、調査箇所の写真及び調査成果の説明原稿(1箇所につき300字程度)等をまとめたもの) A3判(カラー)
 - ⑨ 住民説明会用原稿(本質的価値(調査箇所及びその周囲の景観の文化的価値)及び⑤に基づき作成した地域ごとのシナリオを含む、地域住民の理解を促すための原稿。)
 - ⑩ 説明用映像資料(⑨に基づく、本質的価値及び地域ごとのシナリオを地域住民に向けて説明するための映像資料)
 - ⑪ QRコード(⑧⑨⑩のデータを公開するため、各種リンクを埋め込んだQRコード)
- (2) 業務で作成した図版一式 3部
- (3) 上記のデジタルデータ一式 CD又はDVD所収 3部

Ⅱ 業務内容

1 基本的な考え方

文化的景観保護ハンドブック(文化庁文化財部記念物課平成27年発行)に基づく保存調査の3つの観点から文化的景観の構成要素を把握する。

- (1) 自然(地形・地質、気候・気象、水系・水利、生物相、自然災害等)
- (2) 歴史(文献、地図・絵図、写真・音声記録・映像、民話・民間伝承等)
- (3) 生活又は生業(生活又は生業の空間、伝統行事・信仰、地域の特性を生かした産業、地域社会、他地域との関わり、土地利用)

2 業務の内容

- ①協議・打合せ(3回以上)
- ②委託者による調査成果を活用したシナリオ案作成
- ③現地調査及び記録(ドローン等撮影)(1日間×3回)
- ④現地調査成果を活用した広報物の作成
- ⑤業務報告書の作成

① 協議・打合せ(3回以上)

- ・業務着手時、成果品納入前、成果品納入時の3回、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班(阿蘇地域振興局内)と協議を行う。その際、業務協議記録簿を作成し、委託者と共有する。また、必要に応じて電話、メール等により、適時打合せを行う。
- ・シナリオ作成、現地調査等に係る確認はこの打合せには含まないが、1~2回程度を目安とする。打合せ内容は、受託者が打合せ記録簿を作成し、委託者と共有する。

② 委託者による調査成果を活用したシナリオ作成

- ・委託者がこれまでに調査した成果(各種地図、地点別の調査カード等)を基に、下記表1の8地域のうち4~5地域(うち3地域は必須)について、景観の特性を説明するためのシナリオ(その地域に特徴的な歴史や、現代まで根付いている文化(例:河陽⇒下野狩の故事、手野⇒古墳や国造神社)を手掛かりとした説明資料)を作成すること。

表 1 シナリオ作成対象地域

シナリオ作成の優先度	必須			任意（１～２箇所選り出すこと）				
地域	河陽	色見	上色見	手野	上中原	鳥子	上田 1 部	田尻
範囲	南阿蘇村大字河陽の一部	高森町大字色見	高森町大字上色見	阿蘇市大字手野	南小国町大字中原の一部	西原村大字鳥子の一部	小国町大字上田の一部	産山村大字田尻

- ・プレゼンテーションにおいては、表 1 に記載のある対象地域の中から希望する地域を 4 ～ 5 箇所選出した上で、各地域のシナリオ案を作成するための方針（スケジュール、シナリオ構成等）について提案を行うこと。
- ・表 1 に記した各地域の調査成果については、契約後に委託者より提供する。ただし、企画提案書の作成に当たり必要となる調査成果等は、参加者から事前の連絡があった場合に限り、委託者から提供を行う。なお、事前の連絡は令和 7 年（2025 年）12 月 3 日（水）午後 5 時までとし、熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局別館 1 階）において、原則として紙媒体にて提供する。入手した調査成果等は、企画提案書の作成以外に使用しないこと。また、プレゼンテーション当日に委託者へ返却すること。

③ 現地調査及び現地撮影 計 3 回（1 日間×3 回）

- ・②でシナリオを作成する対象地域において、現地調査及びドローン等での撮影を行う。
- ・上記、「2 実施目的」で提示した事項を主な目的とする。
- ・最低 1 カ所はドローン等による三次元計測を行うこと。
- ＜調査内容＞
 - ・シナリオ作成において補完的な資料の現地調査
 - ・その他、委託者がこれまでに調査した箇所の現地確認
- ＜撮影内容＞
 - (a) ドローンによる対象地の空撮映像
 - ・上空から対象地の各集落及び各集落が管理する草原・森林・耕作地を俯瞰する映像。
 - ・各集落を貫く道路等に沿って、低地から高地に向かって撮影することにより、垂直方向の土地利用を説明する映像。
 - (b) ビデオカメラによる対象地の映像
 - ・対象地の景観の特性を説明するシナリオ上、必要な箇所を主題とする映像。
 - ・その他、委託者が事前に調査し、シナリオ上必要な箇所を主題とする映像。
 - (c) ドローンによる対象地の空撮写真
 - ・(a) と同様の内容を説明するための、空撮写真。
 - (d) カメラによる対象地の写真
 - ・(b) と同様の内容を説明するための、各種写真。
 - ・その他、委託者が事前に調査し、シナリオ上必要な箇所を主題とする写真。

- ・現地調査及び撮影の実施日については、委託者及び関係市町村教育委員会とあらかじめ協議の上、決定する。
- ・業務対象となる構成要素については、地域の事情や現地の状況等により、委託者と受託者の

確認の上、必要に応じて変更することができる。

<留意事項>

- ・ 機材等レンタル代については受託者の負担とする。
- ・ 地域での各種作業時には、説明板やビブス等を用いて本業務による作業であることを周囲に明示すること。また、作業者を含め、周囲の安全確保を徹底すること。
- ・ 業務の対象となる構成要素以外の要素には触れないこと。
- ・ 墓地、個人宅の荒神等の民有地には立ち入らないこと。ただし、所有者が認めればこの限りではない。

④ 調査成果等を活用した広報物の作成及び戦略の提案

- ・ ②で作成した記録を基に、地域住民等への普及啓発に資する各種広報物の作成及び戦略の提案を行う。

<広報物>

(a) 説明用パネル

- ・ 調査箇所の名称及び所在地、②で作成した地域ごとのシナリオを踏まえた説明文、③で撮影した写真及び位置情報等を含む。
- ・ 委託者が指定した形式（別添資料参照）に従って、データを作成すること。
- ・ 作成したデータは、調査箇所周辺の公共施設（公民館等）に設置し地域住民への普及啓発に活用するほか、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会公式ホームページで掲載予定。

(b) 説明用映像資料

- ・ 調査成果及び③で撮影した写真・映像等を基に、調査箇所及び周辺地域の景観の特徴や文化的価値を分かりやすく説明するための映像資料。

(c) QR コード

- ・ ③で撮影した映像について、スマートフォン等で読み込み可能なQRコード。
- ・ 作成したQRコードは、説明用パネルに添付する。

(d) その他

- ・ ③で撮影した写真・映像を基にした各種広報物について、地域住民への普及啓発に効果的と見込まれる資料及びその内容（資料の材質、寸法、活用法等）について、最低1種類提案すること。

<戦略>

(a) 地域住民に関心をもってもらえるような戦略

現地調査・撮影時に多くの住民と接触し、重要文化的景観選定申出の際の住民説明会等に調査成果を活用することを踏まえ、地域住民に調査成果を効果的に活用・還元するための戦略を提案すること。

(b) 調査地域外の一般の方に関心をもってもらえるような戦略

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会公式ホームページで掲載することを踏まえ、調査地域外（県外含む）の一般の方に調査成果を公開可能な内容を提案すること。

⑤ 業務報告書の作成

- ・ 業務報告書については、「I 5（1）」の項目を押さえた上で、受託者が実施した作業内容を記し、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課世界遺産推進第二班（阿蘇地域振興局内）

に提出することとする。

- ・業務概要及び打合せ記録を示すための資料は、最低限の資料とする。
- ・業務報告書の頁数は、業務の実施状況に応じて増減することができる。

4 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務にあたり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作製した成果品及び委託業務実施にあたり新たに製作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属する。

5 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

6 契約上限額

6,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- (1) 事業実施報告書の電子データ
- (2) 調査当日の写真及び動画
- (3) (1)、(2) 及び事業で作成・使用したデータ等（紙媒体及び電子データ）を所収したDVD-R1枚（詳細は、「I.5（1）成果品」に記載）

※納品場所は熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課

8 業務上の留意事項

- (1) 業務の実施及び疑義については、委託者への連絡を十分に行わなければならない。
- (2) 本業務で知り得た内容については、許可なく他に公表、転用及び貸与してはならない。
- (3) 業務委託契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設け、契約期間中、委託者がこの契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合、それに応じていただく必要が生じるので、承知願う。
- (4) 災害や感染症等の不測の事態による影響で、調査の実施が困難であると判断される場合は延期もしくは中止する。
- (5) また、下記の条件が発生した場合は、委託者と協議の上、業務内容の見直しと契約内容の変更手続きを行う。
 - (ア) 災害や感染症等の不測の事態による影響で大幅な業務内容の変更を余儀なくされ、当該仕様書に記載されている仕様とは別の業務を行う場合。
 - (イ) 当該仕様書に関連した経費のうち、見積以外の経費が発生した場合。
 - (ウ) 社会情勢の変化等により、調査を開催できなかった場合。